

相続申告業務での疑問点と 消費税還付の疑問点を検討する

- 相続税対策として、節税効果が高いと言われているタワーマンション購入による節税対策が、取得時と相続開始時が近接しているなどの理由で財産評価通達によらないで、取得価額で評価すべきとした裁判事例と財産評価通達による相続税対策のスキームが否認され損害賠償が請求された事例を紹介します。
- 遺産分割協議書の作成までに発生した未分割賃料等の帰属について、最高裁の判決後、法定相続割合で分けなければならないとする遺産分割協議書の作成が一般的になっています。しかし、不動産の帰属者と同時に賃料等の取得者を遡って決めることが可能であることを検討します。
- がけ地の評価が難しいとされています。崖地については、評価が高いとの問題から鑑定を利用することが増えていますが、相続税規定を利用して評価減が可能か考えてみました。
- 消費税法が改正され消費税の還付の話が少なくなりましたが、消費税の還付を受けている事例が紹介されています。消費税法のどの規定に基づいて可能なのか否かなど消費税還付の疑問点について触れてみたいと思います。

1. タワーマンション購入で相続税の節税対策が否認された訳
2. 未分割時の賃料帰属者を遺産分割協議書に記載できるか
3. がけ地の評価は鑑定評価か財産評価通達による評価か
4. 消費税還付の疑問点について具体事例での検討

講師紹介 税理士、公認会計士 深代 勝美 氏

※昭和26年生まれ。昭和49年東洋大学経営学部卒。同年、公認会計士第2次試験合格。デロイト・ハスキンス&セルズ会計事務所(ビッグフォーの一角、世界有数の会計事務所 現:Deloitte Touche Tohmatsu)に入所。昭和60年、深代会計事務所開所。平成14年、税理士法人深代会計事務所法人化。顧問先は法人650社、個人1,700名。※土地資産をはじめ、事業継承、相続税などに造詣が深く、法人利用による節税など、さまざまな角度から新鮮なとらえ方で、効果的な税務対策を追及。わかりやすく軽快な解説が好評。※主な著作に、『ゼロからはじめる相続必ず知っておきたいこと100』がある。

= 開催要領 =

1. 日 時 平成27年8月21日(金) 13時30分~16時30分(受付開始13時00分)
2. 会 場 税理士会館8階会議室(下記案内図参照)
3. 定員・受講料 150名(先着順)・会場受講1名 6,000円
4. お申込方法 下記振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付け、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
 - ・研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は振込にてお支払いください。
 - ・会場受講のキャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、振込手数料差引のうえ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>)
株日税ビジネスサービス(電話:03-3340-4488 FAX:03-3340-6702 <http://www.nichizei.com>)

※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(原寸大コピー可)をご持参ください。

組合ニュース5月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。